

奈良工業高等専門学校高度情報化専門委員会規程

令和7年10月 9日制定

令和8年 5月19日改正

(設置)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校運営会議規程（平成17年4月1日制定）第7条第2項に基づき、奈良工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）の下に奈良工業高等専門学校高度情報化専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置すること及びその運営に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 専門委員会は、運営会議から付託された次に掲げる事項を審議する。

- 一 文部科学省令和4年度第2次補正予算で造成された基金による「大学・高専機能強化支援事業」（以下「本事業」という。）全体の管理運営に関すること
- 二 本事業における人事に関すること
- 三 本事業における予算配分及び予算執行に関すること
- 四 その他本事業において、校長が必要と判断した事項

(組織)

第3条 専門委員会は、運営会議規程第3条各号に掲げる者をもって組織する。

(議長)

第4条 専門委員会は、校長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 校長に事故があるときは、副校長（教育担当）又はあらかじめ校長が指名した者がその職務を代行する。

(高度情報化 WG)

第5条 本事業の推進に校長が必要と判断した場合は、専門委員会にワーキンググループ（以下「高度情報化 WG」という。）を置くことができる。

- 2 高度情報化 WG の構成員は、校長が指名する。
- 3 高度情報化 WG での検討結果は、専門委員会に報告するものとする。

(定足数及び議決要件)

第6条 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要に応じ、専門委員会に諮り、構成員以外の者を専門委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(期限)

第8条 専門委員会は、令和18年3月31日をもって終了する。

(事務)

第9条 専門委員会の事務は、総務課で行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和7年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年5月19日から施行する。